

国民健康保険被保険者証等の性別表記についての要望書

令和2年4月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

千葉県弁護士会 会長 眞田 範行

当会では、性的少数者に対する法的支援のために、平成29年に「LGBTs部会」を立ち上げ、平成31年2月より常設の「LGBTs専門相談窓口」を開設しております。

同相談窓口によせられた相談の中には、国民健康保険被保険者証等についての相談もあり、同相談内容に関連して、下記のとおり要望いたします。

記

第1 要望の趣旨

- 1 被保険者証の表面の性別欄を「裏面参照」と記載せず、空欄とすることを認めていただくよう求めます。
- 2 1の運用を国民健康保険以外の医療保険制度でも実施していただくよう求めます。

第2 要望の理由

- 1 平成24年9月21日付地方更生（支）局医療課宛事務連絡「被保険者証の性別表記について」別添2「被保険者証の性別表記の変更について Q&A」「問8」では、性同一性障害等の方について、被保険者証の表面の性別欄を「裏面参照」と記載せず、空欄とすることについて、保健医療機関等で被保険者証の裏面を確認することなく、本人の外見で性別を判断してしまう可能性があるため、適切では無いとされているところです。
- 2 しかし、仮に、被保険者証の表面の性別欄に「裏面参照」等と記載されていれば、かえって裏面の性別記載が強調されてしまいます。また、表欄の記載だけで、特に性別欄の記載に工夫を要する者、すなわち性的少数者であることが周囲にも

覚知されることにもなりかねません。

- 3 保健医療機関等において、治療行為等を行う際に受診者の性別を区別することが極めて重要であることは否定しません。しかし、だからこそ、そもそも、保健医療機関等が、外見だけで性別を判断すること等およそ無いと考えられます。また、被保険者証を裏に返せば、容易に性別が判別できるのであれば、そのような運用を保健医療機関等へ周知しておけば、保健医療機関等で性別が判別できないという事態も生じないと考えられます。
- 4 性的少数者の中には、勤務先の同僚に性別を知られ、退職を考える方がいます。自身の性的指向や性自認を同級生に知られ、自死を選ぶ方もいます。性的少数者にとって、自らの性別や性自認を周囲の人物に知られること、また、知られてしまう可能性があるということは、極めてストレスの多い環境となり得るのです。
- 5 そのことを十分に踏まえていただき、被保険者証の表面の性別欄を「裏面参照」と記載せずに、空欄とすることを認めていただくよう要望いたします。
- 6 第1の1の要望は、被用者、自営業者、年齢等にかかわらず、求められるべきものです。したがって、併せて、国民健康保険以外の健康保険制度、船員保険制度、後期高齢者医療制度等においても同様の取り扱いを実施していただくよう要望いたします。

以 上